

松江市ふぐの衛生確保に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）その他の営業に伴い食用に供するふぐの取扱いにおいて、その衛生を確保することにより、ふぐによる食中毒の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふぐ処理 ふぐの有毒部位を除去すること又はふぐの卵巣及び皮の塩蔵処理を行い製品の毒性を確認することをいう。
- (2) ふぐ加工品 ふぐ処理を行ったふぐを原材料として、製造、加工又は調理を行った食品をいう。
- (3) ふぐ処理施設 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定により次に掲げるいずれかの営業の許可を受けた施設であつて、食品衛生法施行条例（令和 3 年島根県条例第 14 号）別表第 3 の 2 に規定する要件を満たすものをいう。

ア 飲食店営業

イ 魚介類販売業

ウ 水産製品製造業

エ 複合型そうざい製造業

オ 複合型冷凍食品製造業

(ふぐ処理施設である旨の申出)

第 3 条 前条第 3 号アからオまでのいずれかに掲げる営業の許可の申請を新たに行おうとする者が、当該営業に係る施設をふぐ処理施設とする場合にあつては、食品衛生法施行細則（平成 29 年松江市規則第 79 号。以下「規則」という。）第 4 条第 5 号に規定する営業許可申請に係る書類を提出する際に、当該書類に次に掲げる事項を記載するとともに、ふぐ処理者の要件を満たしていることを証する書類の写しを添えることにより、その旨を申し出なければならない。

- (1) ふぐ処理者の氏名及びふりがな
- (2) 認定番号等

2 前条第 3 号アからオまでのいずれかに掲げる営業の許可を既に受けている者が、当該許可を受けている施設を新たにふぐ処理施設とする場合にあつては、規則第 4 条第 7 号に規定する

変更の届出（以下「変更届」という。）を提出する際に、ふぐ処理者の要件を満たしていることを証する書類の写しを添えることにより、その旨を申し出なければならない。

- 3 前2項の規定による申出の内容に変更を生じ、又はふぐ処理を廃止した場合は、当該ふぐ処理施設の設置者は、その旨を記載した変更届を保健所長に提出しなければならない。

（ふぐ処理施設の表示等）

第4条 保健所長は、前条第1項又は第2項の規定による申出があった場合は、その内容を審査し、ふぐ処理施設として適当と認めるときは、当該申出に係る松江市食品衛生法施行条例（平成29年松江市条例第116号）第2条第1項の規定による許可証（以下「許可証」という。）に、当該営業の施設がふぐ処理施設である旨を表示するものとする。

- 2 保健所長は、前条第3項の規定によりふぐ処理の廃止についての変更届を受理した場合は、当該届に係る許可証から、当該営業の施設がふぐ処理施設である旨の表示を抹消するものとする。

（ふぐ処理者）

第5条 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると市長が認める者（以下「ふぐ処理者」という。）は、別表第1に規定する認定基準を満たす者とする。

（取扱上の遵守事項）

第6条 ふぐの取扱いに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 別表第2及び別表第3に掲げる種類のふぐの可食部位以外の部位並びに別表第2及び別表第3に掲げる種類以外の種類のふぐ（別表第2の注2本文で定める海域以外で漁獲されるふぐ及び同表注2ただし書により同表が適用されないふぐを含む。以下同じ。）又はその部位は、次の場合を除き、販売を行わないこと。

ア 別表第2及び別表第3に掲げる種類のふぐの可食部位以外の部位にあつては、個別の毒性検査により有毒でないことを確認した上で販売する場合又は別表第4の塩蔵処理を行った上で、若しくはその原料として販売する場合

イ 別表第2及び別表第3に掲げる種類以外の種類のふぐにあつては、個別の毒性検査により有毒でないことを確認した部位を販売する場合

- (2) 一般消費者に未処理のふぐの販売を行わないこと。
- (3) ふぐ処理は、ふぐ処理者及びふぐ処理施設に限って行うこと。
- (4) 原料ふぐの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。
- (5) 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものを用い、解凍は、有毒

部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供することとし、再凍結は行わないこと。

- (6) 凍結したふぐを保管する場合は、マイナス 18℃以下の低温で行い、保管中は温度の変動を少なくすること。
- (7) ふぐを凍結する場合は、新鮮な材料を用い、できる限り内臓を除去した状態で急速凍結することとし、グレーズは十分かけること。
- (8) 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- (9) 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないよう施設できる一定の容器に保管し、別表第4の塩蔵処理の原料となるものを除き、焼却等により確実に処分すること。
- (10) 除去処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、清水で十分洗浄すること。
- (11) 別表第 3 に掲げる種類のふぐに係るふぐ処理等は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように市長が認める方法で行うこと。
- (12) 別表第 4 の卵巣及び皮の塩蔵処理は、次の事項に留意し、適切に行うこと。
 - ア 原料であるふぐの卵巣及び皮が未処理のまま処理施設以外へ搬送されることがないように管理を十分行うこと。
 - イ 塩蔵は十分行うこととし、卵巣にあつては 2 年以上、皮にあつては 6 月以上行うこと。
 - ウ ロットごとに製品の毒性検査を行い、その毒力がおおむね 10MU/g を超えないことを確認するとともに、検査結果等を記録し、保管しておくこと。

(表示)

第 7 条 ふぐ加工品等は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に基づく表示をすること。

- 2 原料ふぐの種類については、別表第 5 に掲げる標準和名を用い標準和名である旨を表示すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次のいずれかに掲げる者（以下「既存ふぐ処理者」という。）は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 5 月 31 日までの間、この要綱第 5 条の規定にかかわらず、営業に伴い食用に供するふぐのふぐ処理に従事することができる。

- (1) 施行日前にふぐ処理者講習会（ふぐに関する正しい知識を習得させるために市長が行うものをいう。）を受講した者
 - (2) 他の都道府県等の条例等の規定に基づくふぐ処理の資格を有する者（施行日前に附則第4項に規定する届出があった者に限る。）
- 3 市長は、既存ふぐ処理者のうち、施行日から起算して3年を経過する日までに既存ふぐ処理者認定講習会（ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を習得させるために市長が行うもの又は他の都道府県知事等が行うものであって市長が認めたものをいう。）を受講した者については、この要綱第5条の規定にかかわらず、ふぐ処理者として認めることができる。
- 4 この要綱の施行の際現に廃止前の松江市フグの衛生確保に関する取扱要領（平成30年4月1日健康部長決裁。以下「旧要領」という。）第4条第1項の規定によりふぐ処理施設であることの届出（ふぐ処理者に係る事項を含む。）を保健所長にしている営業者については、次の各号に掲げる営業者の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、この要綱第3条第1項の規定により申出をしたものとみなす。ただし、当該ふぐ処理施設が行った届出内容に変更が生じ、又はふぐ処理を廃止した場合の届出及び届出済証の再交付の申請については、当該みなされた期間の間、なお従前の例による。
- ア 旧要領第3条第1項に掲げるふぐ処理施設 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項に規定する旧法第52条第3項の有効期間の満了の日
- イ 旧要領第3条第2項に掲げるふぐ処理施設 令和6年5月31日。ただし、当該日までに食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた施設にあっては、当該営業の許可を受けた日の前日

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

ふぐ処理者の認定基準

I 水産食品の衛生に関する知識(学科)

項目	到達目標	内容等
水産食品に関する衛生法規	水産食品に関する法令を理解している。	食品衛生法の概要、食品衛生法第 51 条及び第 54 条に基づく施設基準、食品衛生法第 51 条に基づく管理運営基準、食品衛生法第 13 条に基づく規格基準等
水産食品の衛生学	水産食品の衛生に関する一般知識を理解している。	食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等

注)水産食品の衛生に関する知識は、試験で確認することを原則とするが、食品衛生責任者又は以下の食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者(受講又は受験の資格とする場合を含む。)については省略可能とする。

<食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者>

- ① 食品衛生法に基づく資格(食品衛生監視員、食品衛生管理者)を取得するための要件を満たす者
- ② その他衛生関係法規に基づく資格を有する者(栄養士、調理師)

II ふぐに関する一般知識(学科)

1 関係法規

項目	到達目標	内容等
制度の目的	ふぐ処理者認定制度の目的を理解している。	ふぐの毒に起因する食中毒発生を防止すること。
不衛生食品等の販売等の禁止(ふぐ毒と法的根拠)	食品衛生法第 6 条に基づくふぐに関する法令を理解している。	食品衛生法第 6 条、食品衛生法施行規則第 1 条(人の健康を損なうおそれがない場合)等
ふぐ処理の定義	ふぐ処理の定義を理解している。	ふぐ処理とは、ふぐの有毒部位を除去すること又は卵巣及び皮の塩蔵処理を行い製品の毒性を確認すること。
ふぐ処理者の定	ふぐ処理者の定義及び	ふぐ処理者とは、確実にふぐの処理ができる

義、責務	責務を理解している。	と都道府県知事等が認める者であること。 ふぐ処理者は、ふぐを処理する際の留意事項を確実に実行し、ふぐ処理を行う者として、ふぐによる食中毒の防止に努めること。
ふぐ処理者の認定、資格の停止等	ふぐ処理者の認定、返納、取消、停止等の要件及び手続を理解している。	ふぐ処理者は、都道府県知事等が実施する試験(講習会(学科及び実技)における試験を含む。)を受験し、認定される者であること。 ふぐ処理者は、責務の不履行、不正な取得等があった場合、ふぐ処理者認定の取消や効力の停止となること。

2 ふぐの種類と鑑別

項目	到達目標	内容等
処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位(海域を含む。)	食用にできるふぐの種類、部位及び海域を理解している。	食用可能な部位はふぐの種類や漁獲海域によって異なること。 食用にできるふぐの漁獲海域、漁獲海域が限定されているふぐの種類、除外されている漁獲海域があるふぐの種類があること。
ふぐの種類鑑別	ふぐの種類ごとの特徴を理解し、種類を鑑別することができる。	食用可能な22種類のふぐを鑑別し、その他の種類を排除すること。 原料ふぐの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。

3 ふぐの処理と鑑別

項目	到達目標	内容等
有毒部位の除去に係る留意事項	卵巣、肝臓等の有毒部位の除去処理の際に、原料ふぐの選別、有毒部位による調理器具の取扱い	不可食部位である腎臓その他の有毒臓器及び血塊を確実に除去すること。 除去処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、清水で

	を理解している。	十分洗浄すること。
凍結ふぐの取扱い	凍結ふぐの取扱いの際に留意すべき事項を理解している。	ふぐを凍結する場合は、できるだけ内臓を除去した状態で、急速凍結すること。 凍結保管は、マイナス 18℃以下の低温下で行い、保管中は温度の変動を少なくすること。 ふぐの解凍は、流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。
有毒部位の処分	除去した有毒部位の処分方法を理解している。	除去した有毒部位は施設できる一定の容器に保管し、焼却等により確実に処分すること。
ナシフグの取扱い	ナシフグを取り扱う際の留意事項を理解している。	ナシフグの取扱いは指定された海域で漁獲されたものに限り、処理等は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように都道府県知事等が認める方法で行うこと。
卵巣及び皮の塩蔵処理	卵巣及び皮を塩蔵処理する際に留意すべき事項を理解している。	未処理の卵巣及び皮が処理施設以外へ搬送されることがないように管理体制を確立するとともに、処理が適正かつ衛生的に行われるための処理要領を作成すること。 製品については、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、その毒力がおおむね 10MU/g を超えないことを確認の上、出荷することとし、検査結果等を記録し、保管すること。
ふぐ処理施設	ふぐの処理を行うための施設に係る手続、必要な施設基準などを理解している。	ふぐの処理を行う施設は、飲食店営業、魚介類販売業及び魚介類の加工を行う営業(水産製品製造業等)を行う施設であること。

4 ふぐの一般知識

項目	到達目標	内容等
ふぐの名称 (標準和名)	ふぐの種類ごとの標準和名、学名などを理解し	ふぐの種類を表示に当たっては、標準和名を用いること。

	ている。	
ふぐの表示	ふぐやふぐ加工品等の販売に際し必要な表示及び食品表示法等の関係法令を理解している。	生鮮食品のふぐについては名称及び原産地等を表示し、ふぐ加工品等については、名称、賞味(消費)期限等のほか、原料ふぐの種類を表示し、食中毒発生時の遡りの観点から、加工年月日やロット番号等、ロットが特定できるもののいずれかを表示すること。 (食品表示法、食品表示基準)
ふぐの特徴	ふぐの形態的特徴や生態を理解している。	腹ビレや肋骨がなく、腹を膨らませることができること(フグ科、ハリセンボン科)。歯は細かい歯ではなく、板状(フグ科、ハリセンボン科)や ^{のみ} 鑿状(ハコフグ科)の歯を有していること。 フグ目のほとんどの種類が、世界の温帯から熱帯の暖かい海に広く分布していること。
ふぐの解剖学	ふぐの構造を理解している。	骨格や臓器の名称及び配置に関すること。
ふぐの寄生虫	寄生虫対策を理解している。	生鮮魚介類には、寄生虫がいることがあり、種類によっては食中毒の原因になること。 魚介類は十分な冷凍や加熱を行えば、ほとんどの寄生虫は死滅すること。
ふぐ毒	ふぐ毒の性状、毒性などを理解している。	ふぐは猛毒のふぐ毒テトロドトキシンを持ち、毒力はふぐの種類及び部位によって異なること。
ふぐ毒による食中毒の特徴、発生状況	ふぐ毒による食中毒の症状、発生状況などを理解している。	ふぐ毒の摂取による主な症状は麻痺であること。 ふぐ毒による食中毒は、例年発生しており、家庭での素人料理が原因になることが多いが、営業施設で客から有毒部位の提供を依頼され発生した事例もあること。
輸入ふぐの取扱い	輸入ふぐの要件や必要	ふぐの輸入は、種類及び漁獲海域が限定され

	な手続を理解している。	ており、輸入するふぐの形態は、種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に内臓のみをすべて除去したものに限ること。 輸入するふぐには輸出国の公的機関により作成され、かつ、当該ふぐの種類(学名)、漁獲海域及び衛生的に処理された旨の記載のある証明書を添付すること。 冷凍されたふぐにあつては、急速凍結法により凍結され、低温(マイナス 18℃以下)で保管すること。
ふぐの雑種	種類不明ふぐは確実に排除することを理解している。	トラフグ属では雑種が多く存在すること。 全国の雑種を含む種類不明ふぐの発生状況を確認すること。 種類不明ふぐや両親種が鑑別できない雑種ふぐは、確実に排除すること。

III ふぐの処理(実技)

1 ふぐの種類鑑別

項目	到達目標	内容等
ふぐの種類鑑別	ふぐの種類ごとの特徴を理解し、食用可能な 2 種類を鑑別することができ、その他の種類を排除することができる。	実物 5 種類以上のふぐを鑑別すること。
ふぐの名称 (標準和名)	ふぐの種類ごとの標準和名を理解している。	ふぐの種類を標準和名で答えること。

2 ふぐの処理と鑑別

項目	到達目標	内容等
ふぐの可食・不可	ふぐを可食部と不可食	ふぐ 1 尾以上を用いて、食用可能な部位と不

<p>食の区分 (毒性鑑別)</p>	<p>部に分けることができ、 有毒部位を確実に除去 することができる。</p>	<p>可食部位を分けること。</p>
<p>ふぐの臓器鑑別</p>	<p>ふぐの臓器ごとの特徴 を理解し、臓器の種類を 鑑別することができる。 生殖巣については、雄雌 を鑑別することができる。</p>	<p>ふぐ 1 尾以上を用いて臓器の種類(肝臓、腎 臓、脾臓、心臓、胆嚢、生殖巣、胃腸等)を鑑 別すること。 雄雌を鑑別し、両性ふぐであるか否かの確認 をすること。</p>
<p>衛生的な取扱い</p>	<p>有毒部位の除去の際に、 ふぐの取扱いや処理を 衛生的に行うことがで きる。</p>	<p>除去処理に用いた包丁、まな板等の器具は、 処理作業中であっても、必要に応じ、清水で 十分に洗浄すること。</p>

別表第2(第6条関係)

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び可食部位

科名	種類(種名)	部位		
		筋肉	皮	精巢
フグ科	クサフグ	○	—	—
	コモンフグ	○	—	—
	ヒガンフグ	○	—	—
	ショウサイフグ	○	—	○
	マフグ	○	—	○
	メフグ	○	—	○
	アカメフグ	○	—	○
	トラフグ	○	○	○
	カラス	○	○	○
	シマフグ	○	○	○
	ゴマフグ	○	—	○
	カナフグ	○	○	○
	シロサバフグ	○	○	○
	クロサバフグ	○	○	○
	ヨリトフグ	○	○	○
	サンサイフグ	○	—	—
ハリセンボン科	イシガキフグ	○	○	○
	ハリセンボン	○	○	○
	ヒトヅラハリセンボン	○	○	○
	ネズミフグ	○	○	○
ハコフグ科	ハコフグ	○	—	○

(注) 1 本表は、有毒魚介類に関する検討委員会における検討結果に基づき作成したものであり、ここに掲載されていないふぐであっても、今後、鑑別法及び毒性が明らかになれば追加することもある。

2 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。ただし、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグについては適用しない。

3 ○は可食部位。

4 まれに、いわゆる両性ふぐといわれる雌雄同体のふぐが見られることがあり、この場合の生殖巣はすべて有毒部位とする。

5 筋肉には骨を、皮にはヒレを含む。

6 ふぐは、トラフグとカラスの中間種のような個体が出現することがあるので、これらのふぐについては、両種とも○の部位のみを可食部位とする。

別表第3(第6条関係)

処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び可食部位（漁獲海域が限定されているもの。）

科名	種類（種名）	可食部位
フグ科	ナシフグ （有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉
	ナシフグ （有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）	精巢

(注) 1 有明海及び橘湾とは、次の海面をいう。

(1) 有明海 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面

ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ウ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線

エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

(2) 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面

2 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県土居町仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県の境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面で漁獲されたものであること。

3 筋肉には骨を含む。

別表第4(第6条関係)

長期間塩蔵処理することにより人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの部位

別表第2に記載されているふぐの卵巣及び皮であって、その毒力がおおむね10MU/g以下となったもの

別表第5(第7条関係) ふぐの名称

1 トラフグ

(1) 標準和名

トラフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu rubripes (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

トラフグ (札幌市) トラフグ、クマフグ (金沢市) トラフグ (東京都) トラ、シロ (京都市) シロ、トラフグ (大阪市) シロ、テツ、トラフグ (神戸市) トラフグ (広島市) ホンフグ、トラフグ (境港市) ホンフグ、シロ、モンフク (徳山市) モンブク、トラフグ、マフグ (高知市) シロ、ホンフグ (下関市) ダイマル、シロマル、シロフグ、ホンフグ (北九州市) トラフグ、モンフグ (宮崎市) トラフグ (枕崎市) トラフグ (青森市) トラフグ、シロ (仙台市) トラフグ、シロフグ (名古屋市) シロ、ホンフグ (萩市) トラフグ (福岡市) モンフグ (長崎市) フグ、マフグ、ダイマル (大分市) クマサカ (浜田市) トラフグ、トラ (鹿児島)

(4) 地方名 B

イカフグ (富山、浜田) イガフグ (富山県一般、石見浜田) オオフク (備前児島郡呼松) オオフグ (岡山、香川) オオブク (岡山、広島、香川県木田郡庵治、讃州本多郡庵治) オヤマフグ (和歌山県、和歌浦、田辺、白崎、武州羽田) カンバ (有明海) キタマクラ (高知市) クマサカ (男鹿) クマサカフグ (新潟県石地) クマタカフグ (秋田県象潟) クロ (豊後杵築) クロモンフグ (別府) ケシフグ (豊前中津) ゲンカイフグ (下関、大分県長洲、壱岐、玄海) ドジラフグ (福岡県柳河、有明海) トラフグ (神奈川県三崎、紀州串本、塩屋、周参見、有明海、江ノ島、寺泊、東京) フク (能生、福岡、下関) フグ (能生、有明海) フクツトウ (浦戸) フクト (高知) ホンフグ (別府、下関) マグロ (浦戸) マフグ (下関、広島、明石) モンツキ (下関) モンフク (高知) モンフグ (高知、別府) モンブク (別府、高知、玄海)

2 カラス

(1) 標準和名

カラス (フグ科)

(2) 学名

Takifugu chinensis (Abe, 1949)

(3) 地方名 A

ガートラ（札幌市） ガトラ（東京都） カラス、クロ（京都市） クロ、カラス（大阪市） クロ、カラス（神戸市） ヒゲグロ（広島市） ホンフグ、トラフグ（境港市） ガ二、クロ、カラス（徳山市） カラス（高知市） クロ、ガーブク（下関市） クロ、ガーブク（萩市） ダイマル、クロマル、ホンフグ、ガータロ（北九州市） カラスフグ、クロ、ガトラ（仙台市） カラスフグ、クロフグ（名古屋市） カラス（福岡市） クロモンフグ（長崎市） フグ、ダイマル（大分市）

(4) 地方名 B

ナメラフグ（秋田県象潟）

3 マフグ

(1) 標準和名

マフグ（フグ科）

(2) 学名

Takifugu porphyreus (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

ナメラフグ、マフグ（札幌市） マフグ、ナメラ（金沢市） ナメラフグ（東京都） ナメラ（京都市） ナメラ（大阪市） ナメラ（神戸市） ナメタフグ（広島市） ナメタ、ナメラフグ（境港市） ナメラ、ナメット（徳山市） ナメラ、ナメタ（下関市） ナメラ、ナメタ（北九州市） ナメラ（青森市） ナメフグ（仙台市） ナゴヤフグ（名古屋市） ナメタ（萩市） ナメラフグ（福岡市） ナメラ（長崎市） ナメタ（浜田市）

(4) 地方名 B

クロフグ（小名浜） ショウサイ（東京） ナメタロウ（ナメタロオ）（島根） ナメラ（下関、東京） ナメラフグ（下関） ナラメ（東京） フグ（玄海） フグト（和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜） マフグ（神奈川県三崎） メアカ（御畳瀬、高知市） メイジョ（メイジヨ）（越後、新潟） モンツキ（広島県賀茂郡）

4 シマフグ

(1) 標準和名

シマフグ（フグ科）

(2) 学名

Takifugu xanthopterus (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

シマフグ（東京都） シマフグ（京都市） シマフグ（大阪市） キタマクラ、シマフグ（神戸市） サバフグ、ゲイシャフグ（徳山市） シマフグ、キタマクラ（高知市） シマ

フグ、オテラ、オマン、キタマクラ（下関市） シマフグ、アオフグ、アオマル（北九州市） シマフグ（仙台市） シマフク、オテラ、オマン、キタマクラ（萩市） シマフグ（福岡市） シマフグ（長崎市） キタマクラ（大分市） シマフグ（名古屋市）

(4) 地方名 B

アカメフグ（柳河、中島、有明海） オヤマ（明石） オヤマフグ（和歌山市雑賀崎、和歌山県南部、鳥羽） カンバ（有明海） ゲンカイフグ（須崎、玄海） サバフグ（広島、明石） シマフグ（富山県東岩瀬、新湊、氷見、寺泊、象潟） スゲフグ（長崎） トラフグ（有明海、柳河）

5 ショウサイフグ

(1) 標準和名

ショウサイフグ（フグ科）

(2) 学名

Takifugu snyderi (Abe, 1988)

(3) 地方名 A

ショウサイフグ、ゴマフグ（東京都） ナゴヤ、ショウサイ（大阪市） ナゴヤ（神戸市） ナゴヤ、ナゴヤフグ（徳山市） ナゴヤ（下関市） モフグ、ナゴヤ（北九州市） メアカフグ（青森市） シオサイフグ（仙台市） ナゴヤ（萩市） ショウサイ（福岡市） ナゴヤ（長崎市） ナゴヤフグ、コマル（大分市） ナゴヤ（浜田市）

(4) 地方名 B

アオシバ（房州高の島） イソフグ（壱岐） カマヤフグ（鳥羽） ガンバ（長崎） ガンバチ（長崎） ゴマフグ（東京） コメフグ（秋田県象潟） シホサイフグ（紀州各地） シホサエフグ（紀州各地） ショウサイフグ（ショオサイフグ、シヨオサイフグ）（大阪、東京、江ノ島） ショサイフグ（シヨサイフグ）（志摩国浜島） シワブク（讃岐国香川郡雌雄島村） ススメフグ（熊本） スズメフグ（熊本、新潟、福岡県柳河、有明海） チャンフグト（鹿児島） チンチンブク（島根、石見浜、田唐鐘村） ドクフグ（長崎） ナゴヤフグ（三崎、泉州岸和田、伊予国宇和島、石見浜田、玄海、下関） ナゴヤブク（広島県） フク（滑川、高知、小野田、熊本） フグ（熊本、小名浜、越後、新発田、有明海） フクツトオ（高知浦戸） フクト（土佐柏島、壱岐、浦戸） フグト（鹿児島、和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜） マガンバ（長崎） マフク（熊本県、富山県） マフグ（小名浜、肥後国天草郡牛深、富山、東京、有明海） マメフグ（越後） モフグ（福井県） モブク（福井）

6 ナシフグ

(1) 標準和名

ナシフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu vermicularis (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

ナシフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤ (大阪市) スナフグ、ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ (北九州市) ナゴヤフグ、ショウサイフグ (名古屋市) ナゴヤフグ (福岡市)

(4) 地方名 B

ショウサイフグ (東京) ナジブク (柳河) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)

7 コモンフグ

(1) 標準和名

コモンフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu flavipterus Matsuura, 2017

(3) 地方名 A

コメフグ (金沢市) コモンフグ、ゴマフグ (東京都) ナゴヤフグ (高知市) ナゴヤ (下関市) コマル、ナゴヤ、ヒガンフグ、モフグ (北九州市) ナゴヤフグ (名古屋市) ナゴヤ (大阪市) コモンフグ (福岡市) ナゴヤ (長崎市)

(4) 地方名 B

カンバ (有明海) ギシフグ (伊予川之江) ギンブク (広島県賀茂郡、佐伯郡) コメフグ (富山県新湊、東岩瀬) コモンフグ (相模三崎、玄海) ダイコンフグ (玄海、志賀島) ナヅフグ (松島) ヒガンフグ (三崎) フグト (和歌山市雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜) ホシフグト (鹿児島) メアカフグ (宮崎県)

8 ヒガンフグ

(1) 標準和名

ヒガンフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu pardalis (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

ヒガンフグ (札幌市) アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市)

モブク（徳山市） ユウヨシ、ヒガンフグ（下関市） ヒガンフグ、モフグ（北九州市）
ナメラ（青森市） アカメ（仙台市） ナゴヤ（神戸市） ヒガンフグ（福岡市）

(4) 地方名 B

アカフグ（富山県氷見） アカメ（館山、天草、東京） アカメフグ（東京、房州館山、肥後天草、陸前渡ノ波、男鹿、白浜） オンビキ（播磨明石地方、明石） サンガツフグ（松島） チンチンフグ（石見那賀郡浜田） トラフグ（富山県魚津、長崎、秋田県象潟） ナゴヤフグ（三崎、淡路） ナメラフグ（玄海） ヒガンフグ（相模三崎、福岡県柳河、下関、玄海、江ノ島） ヒガンブク（志賀島、寺泊） ヒンガンフグ（三崎、相州三崎） マフグ（三崎、浅虫、天草、有明海、陸奥浅虫、肥後天草、相州三崎） メアカフグ（伊豆） モチダブク（広島県賀茂郡） モフグ（讃岐雌雄島、小野田） モブク（広島県） モンバフグ（但馬浜坂） ヨリトフグ（三重県、相模三崎）

9 クサフグ

(1) 標準和名

クサフグ（フグ科）

(2) 学名

Takifugu alboplumbeus (Richardson, 1845)

(3) 地方名 A

クサフグ（東京都） アカメフグ（神戸市） アカメフグ（境港市） シャジャブク、スナブク、イソフク（徳山市） スナフグ、ハマフグ、チーチーブク（下関市） ユマル、クサフグ、スナフグ（北九州市） クサフグ（青森市） ハマフク（萩市） クサフグ（福岡市）

(4) 地方名 B

アカメフグ（島根） カンバ（有明海） ギンフグ（富山） クサフグ（三崎、江ノ島） サメ（富山） ショウサイフグ（シヨオサイフグ）（三崎、鳥羽） ジンブク（佐渡ヶ島） スズメフグ（天草、有明海） スナフグ（広島） スナブク（広島県） チイチイフグ（山口） ナシフグ（有明海） ハマフグ（下関） フク（富山県） フグ（浜名湖） フクットウ（高知市） フグト（和歌山市雑賀崎、白浜） フグトン（雑賀崎、白浜） マメフグ（長崎五島） メアカフグ（静岡）

10 ゴマフグ

(1) 標準和名

ゴマフグ（フグ科）

(2) 学名

Takifugu stictonotus (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

ゴマフグ (札幌市) サメフグ、サバフグ (金沢市) ゴマフグ (東京都) ゴマ (大阪市) ギンナン、サバフグ (神戸市) ゴマ (徳山市) サバフグ (下関市) ゴマフグ、サバフグ (北九州市) サバフク (萩市) ゴマフグ (福岡市) サバフグ (浜田市)

(4) 地方名 B

サバフグ (東京、下関、秋田県象潟) サフグ (東北地方) サワフク (富山県) フグト (雑賀崎、白浜) フグトン (雑賀崎、白浜)

11 アカメフグ

(1) 標準和名

アカメフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu chrysops (Hilgendorf, 1879)

(3) 地方名 A

アカメフグ (東京都) アカメ (大阪市) アカメフグ (境港市) モブク (徳山市)

(4) 地方名 B

アカフグ (志摩御座村) アカメ (高知) アカメフグ (相模三崎、玄海、江ノ島) オキフグ (紀州白崎、辰ヶ浜) ヒガンフグ (下関) メアカ (紀州白崎、瀬戸、二木島、辰ヶ浜) メアカフグ (紀州塩屋)

12 ムシフグ

(1) 標準和名

ムシフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu exascurus (Jordan & Snyder, 1901)

(3) 地方名 B

コモンフグ (三崎) ナゴヤフグ (三崎)

13 メフグ

(1) 標準和名

メフグ (フグ科)

(2) 学名

Takifugu obscurus (Abe, 1949)

14 シロサバフグ

(1) 標準和名

シロサバフグ (フグ科)

(2) 学名

Lagocephalus spadiceus (Richardson, 1845)

(3) 地方名 A

ギンフグ (金沢市) サバフグ (東京都) サバフグ (名古屋市) サバフグ (京都市)
サバフグ (大阪市) ギンフグ (神戸市) ギンフグ (高知市) キンフグ、カナフグ (境
港市) ギロ、ギンフグ (徳山市) カナフグ (萩市 (越ヶ浜)) ギロ、カナト、ギンフ
グ (下関市) カナト、シロカナト、ホンカナト、キンカナト (北九州市) シロサバフグ
(福岡市) サバフグ (長崎市) カナト、ギンフグ (大分市) キンフグ (宮崎市) キ
ンフグ、サバフグ (枕崎市) チャンプク、サバフグ、キンブク (鹿児島市) キンフグ
(浜田市)

15 クロサバフグ

(1) 標準和名

クロサバフグ (フグ科)

(2) 学名

Lagocephalus cheesemani (Clarke, 1897)

(3) 地方名 A

サバフグ (大阪市) サバフグ (高知市) ギロ、アオカナト、アオマル (下関市) カナ
ト、クロカナト、アオカナト (北九州市) アオフグ (宮崎市) クロサバフグ (福岡市)
カナト (大分市) チャンプク、サバフグ、クロ (鹿児島市) チャンプク、サバフグ、
クロ (枕崎市)

(4) 地方名 B

(シロサバフグも含む) カナト (玄海、下関) カナトウ (志賀島) キタマクラ (長
崎) キロフグ (広島) キロブク (広島県佐伯郡、広島市) キンカンバ (長崎) キン
ガンバ (長崎) キンキュウ (キンキュウ) (丹波宮津、宮津) キンフグ (玄海、有明海)
キンブク (福井県、長崎県、熊本県三角、有明海) ギンフク (新潟) ギンフグ (東
京、三崎、高知、室戸、長崎、肥後天草郡牛深、下関、鳥羽) ギンブク (高知、室戸、石
川県宇出津、長崎県、御畳瀬、広島県賀茂郡、三角、福井、有明海) ギンブク (福井、長
崎、三角、柳河、有明海) キンフグト (鹿児島) ギンフグト (鹿児島) クロフグ (長
崎) コガネ (銚子) サバフグ (富山県東岩瀬、紀州各地、静浦、長崎、玄海、和歌山
県) サバブク (高知県宿毛、須崎、江ノ島、寺泊) サンキュウ (サンキュウ) (宮津)

シオサイフグ (志摩国鳥羽) ショウサイフグ (シヨオサイフグ) (鳥羽) ドクフグ (大村湾) メアカフグ (須崎) ワタルフグ (富山県東岩瀬)

16 カナフグ

(1) 標準和名

カナフグ (フグ科)

(2) 学名

Lagocephalus inermis (Temminck & Schlegel, 1850)

(3) 地方名 A

カナフグ (東京都) ギンフグ (広島市) キンフグ、カナフグ (境港市) キタマクラ (高知市) ギロ、キタマクラ (下関市) カナフグ (北九州市) カナフグ (福岡市)

(4) 地方名 B

アヲフグト (鹿児島) カナフグ (房州高の島、東京、玄海) カナブク (長崎) キタマクラ (長崎) ギロオ (伊予波止浜) タカトオフグ (三崎) ヨリトフグ (三崎)

17 ヨリトフグ

(1) 標準和名

ヨリトフグ (フグ科)

(2) 学名

Sphoeroides pachygaster (Müller & Troschel, 1848)

(3) 地方名 A

ヨリトフグ (東京都) ヨリトフグ (北九州市) ミズフグ (大分市)

(4) 地方名 B

チョウチンフグ (愛知県三谷) デデフグ (小田原) ミズフグ (沼津)

18 クマサカフグ

(1) 標準和名

クマサカフグ (フグ科)

(2) 学名

Lagocephalus lagocephalus (Linnaeus, 1758)

(3) 地方名 B

クマサカフグ (新潟県寺泊)

19 ホシフグ

(1) 標準和名

ホシフグ (フグ科)

(2) 学名

Arothron firmamentum (Temminck & Schlegel, 1850)

20 サザナミフグ

(1) 標準和名

サザナミフグ (フグ科)

(2) 学名

Arothron hispidus (Linnaeus, 1758)

21 モヨウフグ

(1) 標準和名

モヨウフグ (フグ科)

(2) 学名

Arothron stellatus (Anonymous, 1798)

(3) 地方名 B

キタマクラ (高知市、下関)

22 イシガキフグ

(1) 標準和名

イシガキフグ (ハリセンボン科)

(2) 学名

Chilomycterus reticulatus (Linnaeus, 1758)

(3) 地方名 B

イガフグ (辰ヶ浜、田辺、下関) イシガキフグ (三崎、江ノ島) イバラフグ (周参見、田辺) コンペ (越後、新潟) チョウチンフグ (白浜) トーアバター (沖縄) バラフグ (高知県沖ノ島) バラフクト (高知県沖ノ島) ハリフグ (塩屋、白崎)

23 ハリセンボン

(1) 標準和名

ハリセンボン (ハリセンボン科)

(2) 学名

Diodon holacanthus Linnaeus, 1758

(3) 地方名 B

アバス (奄美) イガフグ (小野田、下関) イバラフグ (富山県魚津、四方、新湊、富山) イラフグ (須崎、安芸、室戸、土佐、高知) イラブク (高知県須崎、安芸、室戸) イラブクト (土佐須崎、高知) カセフグ (宮古湾) カゼフグ (宮古湾) スズメフグ

(福井県高浜) バラフグ (高知、千葉県高島、三崎) バラブク (伊予、愛媛、高知)
バラフクト (高知、土佐柏島) バラブクト (高知) ハリオ (ハリヲ) (越後、新潟)
ハリセンボ (越後、新潟) ハリセンボン (相模三崎、富山県生地、東岩瀬、富山、江ノ
島、寺泊、秋田県象潟) ハリフク (富山県) ハリフグ (茨城県大津、紀州各地、和歌
山、鳥羽) ハリブク (広島県)

24 ヒトヅラハリセンボン

(1) 標準和名

ヒトヅラハリセンボン (ハリセンボン科)

(2) 学名

Diodon liturosus Shaw, 1804

(3) 地方名 A

ハリセンボン (金沢市) ハリセンボン (名古屋市) ハリセンボン、チョウチンフグ (高
知市) シジュウフグ (境港市) ハリフグ、イゲフグ (北九州市)

25 ネズミフグ

(1) 標準和名

ネズミフグ (ハリセンボン科)

(2) 学名

Diodon hystrix Linnaeus, 1758

(3) 地方名 B

イノーアバサー (沖縄)

26 ハコフグ

(1) 標準和名

ハコフグ (ハコフグ科)

(2) 学名

Ostracion immaculatum Temminck & Schlegel, 1850

(3) 地方名 B

ウミスズメ (白崎) カクフグ (高知県安芸) キツネ (富山県新湊) コウコウフグ (玄
海) コウゴウフグ (広島県賀茂郡) コウゴウブク (志賀島) コウゴウヲ (和泉地方)
コウボウフグ (小野田) ゴオゴオフグ (広島県賀茂郡) コオボオフグ (小野田) コ
ゴウオ (コゴウヲ) (和歌山県田辺、塩屋、辰ヶ浜) ゴコウオ (高知) コゴメフク (高
知) コゴメフグ (高知) コブク (富山県東岩瀬) コンゴウフグ (柏島) シュウリ
(シュウリ) (和歌山県、紀州鉛山、周参見、串本、西向、木ノ本、二木島) シュウレ (シ

ユウレ) (太地) スッポ (スツポ) (鹿児島) セキフグ (鹿児島) ハコシュウリ (ハコ
シュウリ) (紀州木ノ本) ハコシュウレイ (ハコシュウレイ) (和深) ハコフグ (神奈川
県三崎、東京、下関、室戸、江ノ島、寺泊) ハコマクラ (和歌山市雑賀崎) マクライオ
(有明海) マックワバク (沖縄) モチゴメブク (宿毛) モチゴメユオ (高知県須崎)
モモシュウリ (尾鷲) ヨメジョウフグ (津屋崎)

27 サンサイフグ

(1) 標準和名

サンサイフグ

(2) 学名

Takifugu flavidus (Li, Wang & Wang, 1975)

(3) 地方名

イロモノ、モフグ、ウグイス、アカボシフグ、コウライフグ

- (注) 1 標準和名及び学名はシロサバフグ及びクロサバフグを除き、『日本産魚名大辞典』(日本魚類学会編)又は『原色魚類検索図鑑』(北隆館)に基づくものであり、シロサバフグ及びクロサバフグは、現在までの研究報告を基に有毒魚介類に関する検討委員会において検討した結果に基づくものである。
- 2 学名において、命名者がかっこでくくってあるものは、その人の命名後に属名などの変更があったことを示す。
- 3 地方名 A は、山口県下関水産事務局の調査結果に基づくものであり、卸売市場で使用される名称で、下線を付した部分は最もよく使用される名称である。
- 4 地方名 B は『日本産魚名大辞典』に基づくものである。なお、クロサバフグの地方名 B には、シロサバフグの地方名も含まれているため、ここに地名の記載のあるところにあっては、昭和 57 年 10 月 22 日 環乳第 68 号「ドクサバフグについて」の通知に基づき、シロサバフグかクロサバフグかの確認を行っておく必要がある。